

## 長野市私道整備工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、私道を通行する者の利便性及び安全性を図るため、私道の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「私道」とは、専ら自己の通行の用に供する目的で私人が設置及び管理する道で、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 公衆用道路として登記されていること。
- (2) 現に3戸以上の利用に供されていること。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、市内に設置された私道の整備工事を行おうとする者（市税を滞納していない者に限る。）とする。

(補助金の対象経費及び補助率等)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、私道の整備工事のうち次の各号に掲げる工事に要する経費とする。

- (1) アスファルト舗装又はコンクリート舗装の工事（修繕工事を除く。）
- (2) 通水幅30センチメートル以下の道路側溝（横断側溝を含む。）の工事
- (3) 路肩保護構造物の工事（拡幅に伴う工事を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、給水装置、排水設備若しくは導管の工事又は開発行為に伴い施工者が行うべき工事に要する経費は、除くものとする。

3 補助率は、次の表のとおりとする。ただし、300万円を限度とする。

区分	補助率
自動車（小型特殊自動車及び2輪の小型自動車を除く。）の通行が可能な私道	工事設計価格の10分の8以内
その他の私道	工事設計価格の10分の7以内

(補助金の交付の条件)

第5 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けて整備した私道は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 工事に係る会計帳簿及び証拠書類は、補助金の交付年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(補助金の交付申請)

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野市私道整備工事補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 私道の所有者及び主な使用者の工事に対する同意書

- (2) 行政連絡区の代表者との協議書
  - (3) 不動産登記法（平成16年法律第 123号）第14条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し
  - (4) 土地に係る登記事項証明書
  - (5) 現況写真
  - (6) 付近見取図
  - (7) 工事設計図
  - (8) 見積書
  - (9) 市税の納付確認に関する同意書
- 3 前 2 項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。  
（交付申請の取下げ）
- 第 7 規則第 5 条第 1 項に規定する補助金の交付の取り下げることができる期日は、規則第 4 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定通知のあった日から14日とする。  
（実績報告）
- 第 8 規則第 9 条に規定する実績報告書は、長野市私道整備工事実績報告書（様式第 2 号）によるものとする。
- 2 規則第 9 条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) しゅん工写真
  - (2) 請負業者の請求書又は領収書
- 3 前 2 項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月31日のいずれか早い日とする。  
（補助金の交付請求）
- 第 9 規則第12条第 2 項に規定する請求書は、長野市私道整備工事補助金交付請求書（様式第 3 号）によるものとする。  
（補則）
- 第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 6 年長野市告示第 241号）

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年長野市告示第 182号）

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年長野市告示第 650号）

この要綱は、令和 3 年12月27日から施行する。

様式第1号（第6関係）

長野市私道整備工事補助金交付申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

年度において、私道整備工事を下記のとおり実施したいので、補助金  
円を交付してください。

記

1 私道の内容

2 工事の内容

工事の内容	実施期日又は期間	補助対象経費の額
		円

3 関係書類

- (1) 私道の所有者及び主な使用者の工事に対する同意書
- (2) 行政連絡区の代表者との協議書
- (3) 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (4) 土地に係る登記事項証明書
- (5) 現況写真
- (6) 付近見取図
- (7) 工事設計図
- (8) 見積書
- (9) 市税の納付確認に関する同意書

様式第2号（第8関係）

長野市私道整備工事実績報告書

年 月 日

長野市長 宛

住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の  
あった私道整備工事を下記のとおり実施しました。

記

1 私道の内容

2 工事完了年月日

3 工事の内容

工事の内容	実施期日又は期間	補助対象経費の額
		円

4 関係書類

- (1) しゅん工写真
- (2) 請負業者の請求書又は領収書

